

○ 財務省告示第 113 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 3 月 12 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 23 日

財務大臣 麻生 太郎

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 18 回	1,700,000,000 円	100.64 円
〃	〃	1,000,000,000 円	100.66 円
〃	〃	1,200,000,000 円	100.68 円
〃	第 21 回	3,600,000,000 円	100.86 円
〃	第 23 回	5,000,000,000 円	100.75 円
〃	〃	5,000,000,000 円	100.80 円
〃	〃	5,000,000,000 円	100.85 円
〃	〃	400,000,000 円	100.88 円
〃	〃	5,000,000,000 円	100.90 円
〃	〃	200,000,000 円	100.97 円
〃	第 24 回	200,000,000 円	100.87 円

〃	〃	2,000,000,000 円	100.88 円
〃	〃	4,000,000,000 円	100.92 円
〃	第 25 回	500,000,000 円	102.33 円
〃	〃	1,800,000,000 円	102.36 円
〃	〃	500,000,000 円	102.37 円
〃	〃	3,000,000,000 円	102.38 円
〃	〃	800,000,000 円	102.39 円
〃	〃	2,700,000,000 円	102.40 円
〃	〃	5,000,000,000 円	102.41 円
〃	〃	1,600,000,000 円	102.42 円
合 計		50,200,000,000 円	